

食安輸発第1031003号
平成20年10月31日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

中国産添加物及び添加物製剤並びにこれらを含む食品の取扱いについて

今般、台湾において中国産炭酸アンモニウムから、マレーシアにおいて、中国産炭酸水素アンモニウムを含む食品からそれぞれメラミンを検出した旨の情報を入手しました。

これまでのところ、本件に係る詳細及び原因等については不明ですが、当該添加物の成分規格（窒素含有量）を偽る目的でメラミンを混入した可能性が示唆されています。

については、下記に示す中国産添加物（成分規格が窒素含有量に関連するもの）及び添加物製剤並びにこれらを含む食品については、メラミンに関するモニタリング検査を実施することとしたので、対応方よろしくお願いいたします。

記

1. 実施期間

平成20年10月31日～平成21年3月31日

2. 対象食品

中国産のカゼイン、カゼインナトリウム、コンドロイチン硫酸ナトリウム、炭酸アンモニウム、炭酸水素アンモニウム、パントテン酸カルシウム、パントテン酸ナトリウム、ポリビニルポリピロリドン及びこれらを含む製剤並びにこれらを含む食品

3. 検体採取方法及び試験実施機関

平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号 別添の別表第2「添加物 ② 不均一に分布するもの」により検体を採取し、横浜検疫所及び神戸検疫所輸入食品・検疫検査センターにおいて試験を実施すること。

4. 検査方法

「食品中のメラミンの試験法について」（平成20年10月2日付け食安監発第1002003号）によること。

5. 検査検体数

150件

6. その他

検査によりメラミンを検出した場合にあつては、輸入者に対し、メラミンの検出原因について報告を求めるとともに、検疫所業務管理室を通じて、当室まで連絡すること。

なお、通知後すみやかに検査を実施すること。